

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
宝ホールディングス株式会社

取締役社長 木 村 睦

## 第111回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第111回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第111期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 第111期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり決定いたしました。

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金37円

総額金7,315,054,142円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
(定款一部変更の内容は、3頁に記載のとおりであります。)

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に木村 睦、仲尾功一、高橋秀夫、森 圭助、吉田寿彦、友常理子および川上智子（以上重任）の7氏が選任され、それぞれ就任しました。

なお、吉田寿彦、友常理子および川上智子の3氏は、社外取締役であります。

なお、前記各議案における議決権行使結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takara.co.jp>）に掲載しております。

以 上

### 役員人事について

本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選定され、それぞれ就任しました。

代表取締役社長 木 村 睦 （重任）  
常 務 取 締 役 高 橋 秀 夫 （新任）

### 期末配当のお支払いについて

第111期期末配当は、1株につき37円と決定いたしましたので、ご送付いたします「第111期期末配当金領収証」によりお支払いいたします。同領収証の記載事項をご高覧のうえ、払渡期間（2022年6月30日から2022年7月29日まで）内にお近くのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局でお受取りください。

なお、すでに配当金の振込先をご指定の方には、「配当金計算書」等をご送付いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以 上

## 定款一部変更の内容

新定款と旧定款の対照は、次のとおりであります。（下線は変更部分）

新定款	旧定款
<p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p><b>第17条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（員数）</p> <p><b>第20条</b> 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p><b>附則</b></p> <p><b>第1条</b> 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><b>第17条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>（員数）</p> <p><b>第20条</b> 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>

以 上